

学生納付特例ってどんな制度？

●学生納付特例制度とは

日本国内に住んでいる学生の方で所得が一定以下の場合、毎年度申請することにより在学中の国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

申請方法はお住まいの市区町村役場で国民年金手帳、学生であることを証明する書類、印鑑をお持ちになり申請してください。

学生納付特例の承認を受けた期間は、将来受ける年金の受給資格期間に算入され、不慮の事故などにより障がいが残ってしまった場合でも、納付要件を満たすこととなり障害基礎年金を受給することができるので安心です。(ただし、この期間は将来受け取る年金額には反映されません)

将来の老齢基礎年金を増額するために、学生納付特例期間については10年以内であれば、古い期間から順に保険料を納付(追納)することができます。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降は当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされます。

※保険料の追納は、保険料が高くなることはあっても、安くなることはありません。経済的に余裕がある場合は、口座振替の早割制度、保険料の前納制度を利用されることをおすすめします。

また、平成21年度の学生納付特例が2月中ごろまでに承認されている方で、22年度も在学予定の方には、3月下旬に日本年金機構から送付される申請書を使用して申請することもできますので、ご利用ください。

国民年金

〈問合せ先〉

岐阜南年金事務所

☎273-6161



教育委員会だより

ひとりだちしていく子どもを支えるために

4月は子どもにとって、新たなスタートの時期です。

新入学の子どもはもちろん、進級する子どもにとっても大きく環境が変わる節目のこの時期、新たな教室で、新しい先生、新しい仲間と緊張して生活していかななくてはならない状況であり、精神的にも大変です。でも、この環境の変化に順応していくことで、子どもはひとまわり大きく成長できると考えます。

では、この時期の子どもを支える親としては、どんなことに気をつけたらいいのでしょうか。うまく順応できるかを心配するあまり、やたらと干渉したり、子どもにとって乗り越えるべき壁を取り除こうとしてしまったり…。これでは逆効果です。子どもはいつか、親からひとりだちしていかななくてはならないのに、それを親が妨げてしまうようなことになってしまうのは、考えものです。

そこで、まず親としてやるべきことは、新しい環境に挑んでいこうとする子どもの支えになってあげることです。具体的に言えば、4月になって、

新たな気持ちで頑張ろうとしている子どもの変化を見つけて、認めてあげることです。うまくいかないことがあったときには、子どもの話にじっくりと耳を傾けて聴いてあげることです。

多くの場合、子どもは自分で困難なことを乗り越えるエネルギーをもっています。そして、子どもはゆったりと落ち着いて過ごせる家庭環境の中で、そのエネルギーを蓄えていくのです。だからこそ、家庭が安心して過ごせる場所になるよう、親が子どもの支えになってあげることが大切なのです。

もうひとつは、十分な睡眠時間と栄養のバランスがとれた食事です。これは、親の責任です。新たな環境に順応できず、頑張りきれない子どもを見ると、家庭の中で、この二つが不十分な場合がとて多いのです。「心と体」両面からの親のサポートが必要です。

このようなことに気を付けながら、新たな環境の中で挑戦している子どもを、広い視野で大らかに見守ってあげてください。

きっと、子どもは、「見ててね、私、がんばるよ。」と、自ら歩みをはじめます。

羽島郡の子どもたちが、家庭での支えを基盤に、学校、地域でのかかわりを通して、ひとりだちしていく姿を願っています。